

自治基本条例とは

流通経済大学 法学部

加藤 洋平

自己紹介

- 流通経済大学 法学部助教 加藤 洋平
- 専門：地方自治論
- 担当講義：地方自治論、公共政策
- 関東に移り住んで2年目。

本日の内容

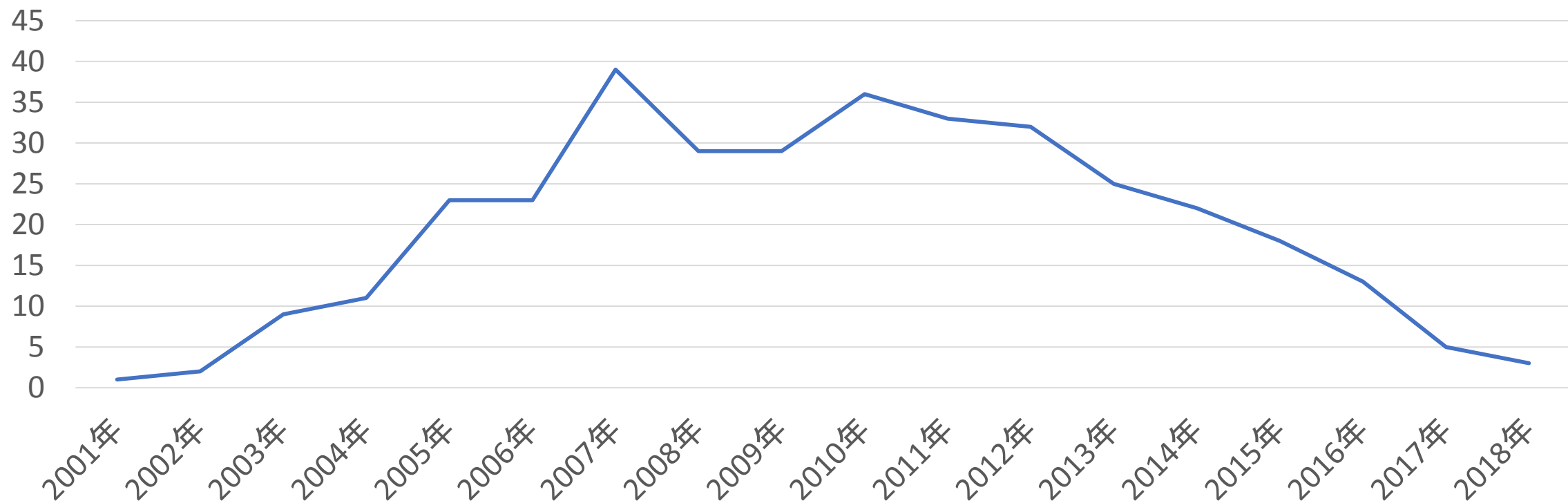
- ①自治基本条例の現状
- ②自治基本条例とは
- ③なぜ、自治基本条例を制定するのか？（自治基本条例の必要性）
- ④自治基本条例の制定に向けて

自治基本条例の現状

- 北海道、ニセコ町から始まった。
 - ・ ニセコ町が「まちづくり基本条例」を制定し、全国へ自治基本条例が波及していった。
 - ・ 371の自治体で条例が制定されている。
 - ・ 茨城県内：小美玉市（平成20年）、古河市（平成21年）那珂市（平成22年）、ひたちなか市（平成22年）、東海村（平成24年）、龍ヶ崎市（平成27年）。

自治基本条例の制定数

自治基本条例の制定数



自治基本条例とは①

- 自治基本条例とは何か？

①自治基本条例の今日的意味（神原勝）

- I **市民主権**の民主的な自治体運営と質の高い政策活動を推進するために、
- II 条例によって、必要な理念、理念を具現する基幹的な制度、制度を動かす原則を**総合的、体系的**に整備し、
- III この条例に当該自治体の**最高法規**ないし最高条例としての位置を与えたもの

自治基本条例とは②

- 自治体運営の基本となるルール。
 - ・ 自治体運営の「理念」「基本的な指針」
 - ・ 他の条例、行政計画、政策の**指針、根拠**となる。
 - ・ 情報公開条例、総合計画、政策評価、住民参加、財務会計などの個別の制度を自治基本条例によって、**総合的、体系的に整備、整理**する。

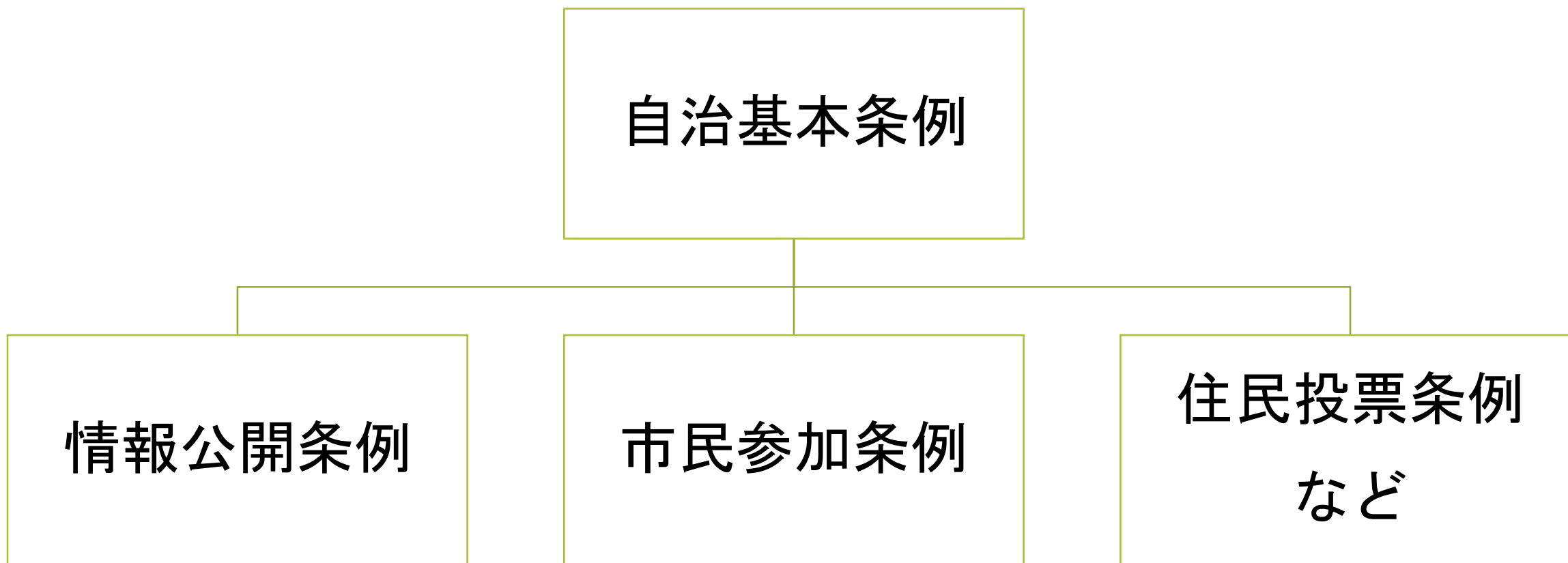
条例の最高法規性①

- いわゆる、「まちの憲法」
 - ・ 総合計画（基本構想・基本計画）、様々な条例の上位に位置し、これらに指針を与える「まちの憲法」。他の条例とは次元が異なる。
 - ・ 法令の解釈、運用にあたっては基本条例が基礎となつて行うことになる。

条例の最高法規性②

- 神奈川県川崎市 自治基本条例 第2条
 - ・ この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

自治基本条例と他条例との関係①



自治基本条例と他条例との関係②

- 神奈川県川崎市 第31条（住民投票）
 - ・ 市は、住民（川崎市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
 - 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

自治基本条例と他条例との関係③

- ・ 川崎市の自治基本条例は2005年4月に施行。
 - ・ 2005年10月から2006年9月まで住民投票条例が検討され、
2009年4月から施行されている。
- ➡自治基本条例の理念、原則の規定をもとに、住民投票条例が制定された例。

自治基本条例の内容

- ①最高法規性
- ②市民の権利
- ③議会の責務
- ④行政の責務
- ⑤市民参加・協働
- ⑥住民投票
- ⑦情報共有
- ⑧災害対応
- ⑨総合計画

なぜ、自治基本条例を制定するのか？①

- 自治基本条例の必要性

- ① 自律した自治体運営

- ・ 地方分権時代、法の解釈、政策形成、まちづくりは自治体が**自律**して行う必要がある。

- ② 住民自治のさらなる推進

- ・ 住民自治、住民主体によるまちづくりの更なる推進。住民参加、協働、住民への情報公開など、**住民主体のまちづくりの指針**を明確にする。
- ・ 三重県伊賀市では、コミュニティにおける新たな組織、住民自治協議会を制度として規定。

なぜ、自治基本条例を制定するのか？②

③ 民主的な自治体運営

- ・ 権力者への統制。条例において自治体運営のルールを明確に規定しておくことで、**権力者はそれを遵守**しなければならないことになる。
 - ・ 権力者＝首長、議員、職員、公共サービスに関わる団体（金井利之）
- ➡ 市長、議員、職員が仕事をする際の**基本的なルール**となる。条例に基づいて仕事を行うことで、**民主的な自治体運営**が可能となる。

自治基本条例の制定に向けて①

- 自治基本条例を機能させるために
 - ・ 自治基本条例を制定しただけでは何も変わらない。
 - ・ 自治基本条例をもとに、具体的に**制度を整備**し、それを条例で定められている**理念、原則に基づいて運用**していく必要がある。

自治基本条例の制定に向けて②

- これまでの取り組みの再確認
 - ・ 他自治体の条例を参考にし、そのまま条文に規定しても意味がない。
 - ・ 策定する自治体の **これまでの取り組み**（制度）、特徴（**自治体の個性**）を再確認し、それを条例にできる限り盛り込む。
 - ・ 自治体の基本方針をつくる **唯一の機会**ともいえる。

自治基本条例の制定に向けて③

- 中長期的将来の展望
 - ・ 現状を再確認するだけでなく、**長期的なビジョン**、今後における自治体の目標も明確に規定する必要がある。
- 多くの住民に関心を持ってもらう
 - ・ 条例策定時から、多くの住民に関心を持ってもらい、**多くの住民の意見**を取り入れていく。